

郡山市美術連盟育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市美術連盟（以下、「美術連盟」という。）の円滑なる運営の推進を図るため、美術連盟に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の対象となる経費は、美術連盟が主催する事業のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、使用料、賃借料、その他美術連盟の運営に要する経費とし、補助金の額は予算の範囲内で定める額とする。

(交付の対象者)

第3条 美術連盟は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人住民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 加盟団体一覧
- (3) 役員名簿
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第1号様式）
- (5) 同意書（第2号様式）

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 美術連盟は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により美術連盟に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

暴力団排除に関する誓約書

郡山市長

所在地

団体名

代表者職氏名

(代表者の自署又は記名押印)

当団体は、郡山市美術連盟育成補助金の交付申請にあたり、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号。以下「条例」という。）を遵守し、当団体が、条例第2条第1号に規定する暴力団、又は役員が同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは暴力団員等と密接な関係がある者（以下「暴力団関係者」という。）に該当しないことを誓約します。

また、必要な場合は、このことについて、警察署に照会することを承諾します。

同 意 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地
申請者 又は住所

生年月日

(フリガナ)
氏名又は法人名

(フリガナ)
代表者氏名

電話番号

私（法人（団体）含む）は、郡山市美術連盟育成補助金の交付申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、事業所税
入湯税、市たばこ税、国民健康保険税